協和中生徒指導だより

令和2年7月6日(月)

インターネットやSNSにおけるトラブルから 子どもたちを守るために

携帯電話、スマートフォン、携帯型音楽プレーヤー、タブレットPC、携帯型ゲーム機などインターネットに接続できる機器を持つ子どもたちが増えてきていますが、それに合わせてトラブルに巻き込まれる事例も増加しています。

インターネットは便利なツールですが、使い方を間違えると大きなトラブルに発展する可能性があります。特に最近は、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や無料通話アプリ等でのトラブルが急増しているという実態もあります。

「生活習慣の乱れやネット依存」「いじめ」「個人情報の流出」「安易な書き込みによるトラブル」「悪意のある大人とつながる危険性」「高額請求 (課金トラブル)」などの危険から子どもたちを守るため、インターネットの危険性を学ぶとともにその対策に取り組みましょう。

I.インターネットやSNSなどのトラブルや危険性

(1)『生活習慣の乱れやネット依存』の危険性

インターネットやゲーム、メール等を夜遅くまで止めることができない子どもたちがいます。睡眠不足などから勉強する気持ちが起きなくなり、授業に集中できずに成績が低下する事例もあります。また、長時間にわたって画面を見続けることによる視力低下やゲーム機の操作のしすぎによる手や指の痛みなどの健康被害や運動不足なども懸念されています。さらに、オンラインゲームは、ゲーム上の友達と連携して進めるものが多く、一人だけ抜けることができずに長時間つきあってしまい、その結果ネット依存になってしまう事例も報告されています。

(2)「いじめ」の危険性

実際に顔と顔を合わせ相手の表情等を見ながらコミュニケーションをとるのとは違い、文字コミュニケーション中心のインターネットでは相手の反応が見えにくいため、

ちょっとしたきっかけから「いじめ」に発展するケースも少なくありません。また、なりすまし投稿による誹謗中傷や無料通話アプリによる悪口の書き込み、仲間はずれ等のトラブルも報告されています。

インターネット上のいじめは、親や教師などの周囲の大人が気付きにくい面もあり、 保護者などの大人が子どもたちの様子を注意深く見守ることが大切です。

(3)「個人情報の流失」の危険性

SNSやプロフなどに安易に自分の名前や学校名といった個人情報を記載したために、嫌がらせを受けるなどの被害が発生しています。また、不正アプリをインストールしてしまった結果、メールアドレスや電話番号を盗み取られてしまう事例も報告されています。さらに、最近の携帯電話には写真データに位置情報を記録できる機能があり、自宅が特定されてしまうことも懸念されています。個人情報を記載しなくても、制服や家の外観を撮った写真をアップロードした場合、個人を特定されるおそれがあります。

(4)「安易な書き込みによるトラブル」の危険性

個人情報をインターネット上に記載してトラブルに遭う事例は上記に記述しましたが、これ以外にも安易な書き込みによるトラブルや事件が発生しています。インターネットの掲示板に犯罪予告等を書き込んだ小学生が補導されたり、中学生が逮捕されたりする事件も発生しています。さらには、友達の興味関心をひくために非常識な写真を安易に投稿する事例も発生しています。「ちょっとふざけただけ」では許されないインターネットの世界では、子どもたちが被害者になっているだけでなく、加害者になってしまう可能性もあることを大人も理解しなければなりません。また、加害者になった場合、ネット上に掲載された情報が将来に影響を及ぼし、就職や結婚などの妨げになることも予想されます。

(5)「悪意のある大人とつながる」危険性

警察庁の広報資料によると、令和元年度のSNSに起因する事犯の被害児童数(児童とは 18 歳に満たない者)は2,095人となっており、SNSなどのコミュニティーサイトに起因する児童の被害事例が多数報告されています。被害児童は「無料だから」「友達にすすめられたから」などの理由から悪意のある大人とつながってしまうサイトにアクセスしてしまっています。また、手段としては「スマートフォン」が多くを占めていますが、携帯型音楽プレーヤー、ゲーム機などの端末を利用して被害を受けた児童も

います。インターネットの普及により、保護者の知らないところで悪意のある大人と子 どもたちが連絡を取りやすい環境が生まれているのも事実です。

(6)「高額請求 (課金トラブル)」の危険性

「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまい、高額の料金を請求されてしまうトラブルが起きています。子どもが親のクレジットカードを無断利用してショッピングサイトを利用してしまったトラブルも起きています。

2. インターネットやSNSによるトラブル防止のために

(1) 大人がインターネットやSNSの危険性を理解する。

インターネットやSNSは上手に使えば便利なものも多いですが、その反面、使い方を間違えると危険な面も多くあります。保護者などの大人がその危険性を理解した上で、子どもたちに正しい使い方を教えることが大切です。

(2) 各サービスの利用規約を必ず確認する。

保護者が子どもに使用させるのを不安に感じたら利用について安易に同意せず、親 子でしっかり確認しましょう。

(3)ペアレンタルコントロール(保護者による利用制限)を設定する。

インターネットに接続できる機器の中には、ペアレンタルコントロール機能のついたものもあります。子どもたちが安全・安心に利用するためには、年齢に応じ利用制限をかけることも大切です。また、子どもたちに機器を与える際には親子で一緒にルールをつくり、与えた後もルールを守るための見守りや時には適切な指導も必要となります。

(4)フィルタリングサービスを適切に利用する。

有害な情報から青少年を守るために、栃木県青少年健全育成条例では、青少年(18歳未満)が携帯電話でインターネットを利用する場合には、やむを得ない理由がないかぎりフィルタリングを設定しなければならないと定めています。子どもたちがインターネットを通じて有害な情報に触れてしまう可能性がある機器は携帯電話だけではありません。適切にフィルタリングを設定することをおすすめします。

3. 知らなかったでは済まされない

- (1) 安易な投稿が、ときに犯罪にもつながってしまう可能性があります。自らが加害者 にならないために、以下のことを理解しておきましょう。
 - ・匿名による投稿であっても、必ず特定されます。
 - ・精神的な被害や金銭的な被害を与えた場合は、損害賠償(与えた損害を金品によって弁償すること)を請求される可能性があります。

(2)法的に、傷害罪や名誉棄損罪などに問われる可能性があることを具体的に伝えます。

- ■「ウザイ」「キモイ」などの言葉を書き込む。
- 相手になりすましてウソの書き込みをする。

これらの言葉の書き込みは、人の体や心を傷付けることになります。

⇒ 傷害罪 (刑法第204条)

(15年以下の懲役、又は50万円以下の罰金)

- 相手について事実ではない「うわさ」を書き込む。
- 相手の個人情報を書き込む。

これらの書き込みは、書き込まれた人は「ダメな人」「悪い人」であると他の人に 思わせてしまうことになります。

⇒ 名誉棄損罪(刑法第230条)、侮辱罪(刑法第231条)

(3年以下の懲役若しくは禁錮、又は50万円以下の罰金) (拘留、または科料)

4. もし、被害を受けてしまったら

- ◎ 被害を受けた場合は、すぐに大人に相談しましょう。
- ◎ 誹謗中傷された書き込みは、消さずに残しましょう。
- ◎ 相手に消される可能性がある場合は、以下の方法をとりましょう。
 - ・画面のスクリーンショットを保存しておく。
 - ・画面をデジカメで撮影し、プリントアウトする。
- ◎ 名誉棄損やプライバシー侵害として訴えることができる。

インターネットやSNSは情報収集できたり、同じ趣味を持つ友達と出会えたりと非常に素晴らしいものです。しかし、使い方をあやまると思わぬトラブルに巻き込まれてしまうこともあります。画面の向こう側には、あなたと同じ人間がいます。思いやりをもった言葉とマナーを心掛けましょう!